

人材紹介業務委嘱契約書

株式会社エンジェルハート（以下「甲」という）と株式会社 GiFT（以下「乙」という）とは、甲の採用に関する人材紹介業務の乙への委嘱に関し、次の通りに契約する。

第1条（委嘱事項）

甲は乙に対し、甲が必要とする人材の探索、紹介、選考および人材確保に関するコンサルティング業務（以下「本業務」という）を委嘱し、乙はこれを受諾する。

第2条（活動事項）

乙は甲の委嘱内容を遵守し、誠実に本業務を遂行する。

第3条（報酬）

1. 本契約に基づき、乙が甲に紹介した人材を甲が採用する事を決定した場合（以下、採用が決定した人材を「被採用者」という）は、甲は乙に次のとおりの報酬を支払うものとする。

採用決定による報酬：理論年収の30%および消費税

理論年収：「月額報酬×12ヶ月十年間の諸手当+賞与算定基準額」とし、諸手当に通勤交通費は含まれないものとする。

2. 非採用者が入社した後、下記の期間内に自己都合により退職した時又は、被採用者の責めに帰すべき事由により解雇された時は、乙はその就業期間に応じ次の割合により、前項により支払われた報酬の一部を被採用者の退職日より起算して1ヶ月以内に甲に返還する。

< 1ヶ月以内70% 2ヶ月以内50% 3ヶ月以内30% >

3. 前項の就業期間は、被採用者の入社日より退職日までとする。

第4条（支払条件）

前条による甲の乙に対する報酬の支払は、被採用者の入社日が属する月の末日で締め、翌々月末までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第5条（秘密保持）

1. 甲および乙はこの契約に関して知得した情報の一切を第三者に開示もしくは漏洩し、または本契約の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、すでに公知であるもの、知得者が既に知っていたもの、または、知得者の責によらず公知になったものについてはこの限りではない。なお、乙は甲の委嘱内容および甲との間に本契約を締結した事についても一切外部に漏らしてはならない。

2. 甲は、乙が紹介する人材に関する情報を第三者に開示もしくは漏洩し、または本契約の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、被採用者については、採用後、甲は自己の内部規定に基づき当該被採用者の個人情報を扱うものとする。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自己またはその代表者、役員または実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、

暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 乙は、業務提携先が前項の反社会的勢力いずれかに該当することが判明したときは、当該提携先との契約を解除する等の措置を講じ、当該提携先との関係を遮断するものとします。
3. 甲または乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、何らの通知催告をすることなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項により解除した場合、解除者はこれによる相手方の損害を賠償する責を負わないものとします。

第7条 (損害賠償)

甲および乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、直接かつ現実の損害に限り、相手方に対してその損害の賠償をする責を負うものとする。

第8条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、契約締結日より1年間とする。但し、契約満了の1ヶ月前までに、甲または乙のいずれか一方による書面による契約終了の申し出が無い場合には、さらに1年契約期間を更新するものとし、以降もまた同様とする。
2. 本契約終了後も第4条および第5条の規定は有効に存続するものとする。

第9条 (協議)

本契約に記載無き事項および本契約の条項に疑義が生じた場合は信義誠実の原則に従い、その都度、甲乙双方の協議の上決定する。

第10条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 東京都中央区銀座1-15-7 マック銀座ビル3階
株式会社 GiFT
代表取締役 古莊 智圭